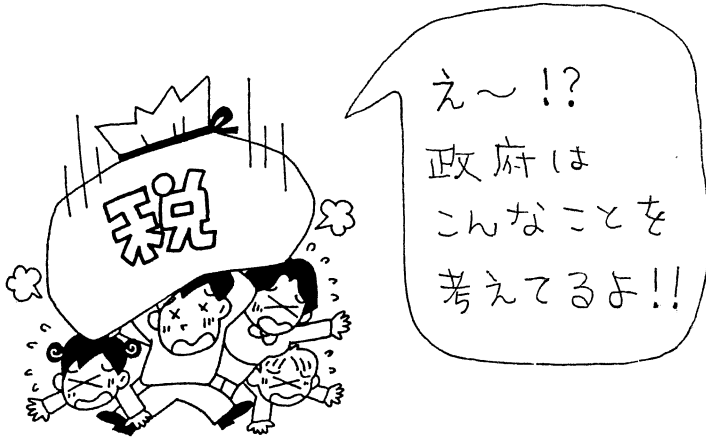


北海道新聞 11月5日付1面



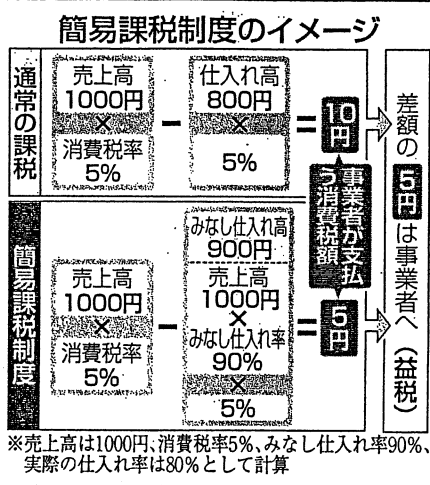
簡易課税見直し

消費税事業者の益税縮小

政府検討

政府・与党が2014年度税制改正で、消費税の納税で中小事業者の事務負担を軽くする「簡易課税制度」の見直しを検討している。税の縮小を目指す。

益税が多いとされる金融保険業や不動産業を中心に実質的に負担増になる可能性が高い。会計検査院は昨年、益税問題が消費税に対する国民の信頼性を損ねると指摘した。財務省は来年4月の消費税増税4割。負担増につながる



可能性が強い今回の改定には、事業者側の反発が強まりそうだ。消費税の納税額は事業者が「売上高にかかる消費税」から「仕入れにかかる消費税」を差し引いて算出。ただ、仕入れ高を集計するのは手間がかかるため、簡易課税では売上高の一定割合(みなし仕入れ率)を仕入れ高とみなし、納税額を簡単に計算できるようにした。みなし仕入れ率は業種によって50~90%の5段階に設定されている。これを実際の仕入れ率が下回っている場合、簡易課税による納税額が通常の方法による納税額を下回り、その差額が益税となる。財務省によると、不動産業や金融保険業などでは、みなし仕入れ率と実際の仕入れ率との隔たりが大きく、これらの業種を中心にみなし仕入れ率を引き下げて実態に近づけることを検討する。

- ◆課税事業者の免税点(現在は年間売上1000万円以上)を引き下げて、すべての業者を課税対象にする狙いです
- ◆引き続き、消費税増税中止署名を集めていく事が大事です。署名に協力して下さい